

退職後の傷病手当金 請求の手引

〈退職者用〉

1 請求方法

「傷病手当金・同附加金請求書(退職者用)」に必要事項を記入し、医師の証明を受け、提出してください。

<u>任意継続組合員の方</u>	公立学校共済組合東京支部短期給付担当に <u>直接提出</u> してください。
<u>その他の健康保険に加入している方</u>	<u>退職時の所属所</u> に提出してください。

.....
 * 作成前に以下の注意事項や、請求書の記入例を確認してください。

【請求書作成時の注意事項】

- ◆ 請求書は月単位で作成します。
 (例)6月30日から7月31日までの休職について請求する場合、以下のように請求を作成
 6月分請求書(請求期間6月30日から6月30日)／7月分請求書(請求期間7月1日から7月31日)
- ◆ 必ず、請求期間末日の翌日以降に「療養のため勤務できないことに関する医師の証明」欄に医療機関で証明を受けてください。
 (例)請求期間4月1日から4月30日 ⇒ 5月1日以降に医師の証明を受ける。※4月中の証明は無効
- ◆ 請求書の様式は、公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載しています。
 〈<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/tanki/kyugyo/shobyu/index.html>〉
傷病手当金・同附加金 請求書〔用紙 No.傷病手当 2〕(退職者用)を印刷して御利用ください。
- ◆ 医師の証明等の日付は、以下の順になります。
 請求期間末日 < 医師の証明日 ≤ 組合員請求日

【添付書類】

(1)年金等の受給が開始した場合、年金額改定があった場合

年金証書や決定通知書等、年金等の額と支給開始月、改定月と改定後の額がわかる書類の写し

2 年金等との調整

障害共済(厚生)年金・障害基礎年金、老齢厚生年金・老齢基礎年金、障害手当金(一時金)(以下、年金等という。)を受給する場合、年金等相当額を傷病手当金支給額から差し引く調整が必要になります。

既に傷病手当金を支給した期間について後から遡って年金等を受給された場合は、傷病手当金のうち年金等相当額を返還していただくことになります。年金等の受給は必ず短期給付担当に申し出てください。

3 短期給付担当での請求書受付と支給日 ※書類不備等により、支給日が翌月以降になる場合があります。

10日までに受付(休日の場合は直前の平日) ⇒ 当月24日支給(休日の場合は直後の平日)

※請求時効は2年です。(例)令和5年4月1日分の傷病手当金 ⇒ 令和7年4月1日までに請求

4 支給期間について

支給開始日から1年6か月間 ※結核性の病気の場合3年間、附加給付は支給対象外

過去に同一傷病について共済組合から傷病手当金を受け取っている場合は、支給期間に通算します。病名が異なっている場合、関連性がある場合には同一の傷病とみなします。

(例)在職中の病気休職(7か月間)において傷病手当金を受給した場合 ⇒ 退職後給付は11か月間

5 給付金額

給付日額(平均標準報酬日額^{注1}×3分の2－調整額^{注2})×支給日数^{注3}

注1:(傷病手当金支給開始月を含めた過去12ヶ月間の平均標準報酬月額)÷22(10円未満四捨五入)

注2:請求期間中に**年金等を受けている場合**は、傷病手当金支給額から調整額を差し引きます。

・年金…(障害共済(厚生)年金額+障害基礎年金額)÷264(円未満切捨)

または、(老齢厚生年金額+老齢基礎年金額)÷264(円未満切捨)

・障害一時金…傷病手当金の額の合計が当該一時金の額に達する日までの間、傷病手当金は支給されません。

注3:請求期間から土曜日及び日曜日を除いた日数(土曜日及び日曜日に重ならない祝日は、支給日数に含む。)

6 給付ができない場合 ※該当する場合はすぐにお知らせください！

次に該当する場合は、傷病手当金の給付を受けることができません。

- (1) 病気等が完治もしくは症状が良くなり、仕事に就くことができる場合
- (2) 老齢厚生年金、障害共済(厚生)年金等の受給対象者となり、年金の額が傷病手当金の額より多い場合
- (3) 他の健康保険(国保を除く)・共済組合の組合員になった場合

7 こんな場合は… Q&A

【Q1】請求書に記入誤りをした場合どうしたらよいか。

【A1】

- ① 請求書を作成しなおす。
- ② 訂正箇所を二重線で消す。訂正箇所近くの余白に、「訂正箇所、○月○日訂正、訂正者氏名」と記入する。
(例)請求年月日 令和4年6月1日訂正 田中花子

【Q2】月の途中から違う病院に通い始めた。請求書の「医師の証明」欄はどのように記入してもらえばよいか。

【A2】それぞれの病院から証明をもらう必要があります。以下のいずれかで作成してください。

- ① 請求書+任意様式の医師の証明
- ② 請求書を病院ごとに作成

(例)A病院:1日から15日まで通院 B病院:16日から31日まで通院

①例:請求書(請求期間1日から31日、医師の証明欄にA病院の証明(1日から15日))

+B病院の証明(医師の証明欄と同じ記載事項について、16日から31日の証明(任意様式で可))

②例:請求書1(請求期間1～15日、A病院の証明)+請求書2(請求期間16～31日、B病院の証明)

【Q3】傷病手当金は課税対象になるか。

【A3】傷病手当金は非課税所得であり、所得税は課されません。詳細は国税庁のホームページを参照してください。但し、被扶養者認定の際の収入には含まれます。

【Q4】給付金振込口座に変更が生じた(銀行(支店)の統廃合、口座変更、氏名変更)どうすればよいか。

【A4】下記問合せ先の資格担当へ、口座変更の届出をしてください。

障害年金制度について

障害年金の制度については、公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載しています。また組合員に配布している「福利厚生ハンドブック」でも御案内しています。



〈 https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kyosai/nenkin_shogai/index.html 〉

←こちらの QR コードからホームページを表示できます。

- ・障害年金の請求手続には、診断書等（指定様式）が必要となります。診断書等の取得に要する費用は自己負担です。
- ・障害年金の請求をしても、傷病の状況により、障害年金の受給対象とならない場合もあります。
- ・平成 27 年 10 月以降、障害年金は在職中も受給できます。
- ・障害年金を請求するかどうかは、あくまでも御本人の判断となります。
- ・障害年金の決定手続には、最短でも半年程度かかります。

障害年金の請求を希望する場合は、【年金担当（電話：03（5320）6828）】にお問い合わせください。

なお、問合せ前に、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院している場合はその期日等、これまでの経過について確認してください。

問合せ先

【傷病手当金についての問合せ】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都教育庁福利厚生部内
公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 短期給付担当 傷病手当金担当 電話：03-5320-6827

【年金・資格等についての問合せ】

- 障害年金の請求等について……給付貸付課年金担当 電話：03-5320-6828
※年金決定後の年金額等については、公立学校共済組合本部年金相談室（電話：03-5259-1122）
- 口座の変更手続等について……給付貸付課資格担当 電話：03-5320-6826
- 任意継続掛金の納入等について……福利厚生課経理担当 電話：03-5320-6822